

青森県報

第百八十九号

令和二年
七月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

○クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
○公共測量の実施……………(監理課) ……一

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(農林水産課) ……二
○肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……二
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……二
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……三
公安委員会
○警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全課) ……四

告 示

青森県告示第六百三十三号

令和二年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和二年十一月七日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

令和二年九月七日(月)から同月十八日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第六百四十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量作業)

三 測量の期間

令和二年七月二十七日から同年十月三十日まで

四 測量の地域

八戸市江陽二丁目地内

二級基準点一点

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
青森県農林水産部車両 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部農林水産政策課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年七月十三日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社トヨタレンタリース青森
- 六 落札金額
一千二十万四千九百二十円
- 七 落札者を決定した手続
貸借借に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和二年五月二十九日

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和二年七月二十一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六四号	肥料の種類 加工家さん ふん肥料	肥料の名称 発酵鶏ふん	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社あす なろファーム 八戸市大字大 久保字町畑西 ノ平一五の八
----------------------	------------------------	----------------	--	----------------------------	---

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）
- 1 除雪グレーダ（三・七メートル級） 一台
- 2 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 一台
- 3 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 一台
- 4 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百九十キロワット級） 一台
- 5 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台
- 6 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台

- 7 凍結防止剤散布車（四・〇立方メートル級） 一台
 - 8 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年七月六日

五 落札者の名称及び住所

一の1及び3について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

一の2について

日本キャタピラー合同会社

東京都中野区本町一丁目三二の二

一の4から8について

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

六 落札金額

一の1について 三千九十一万円

一の2について 二千五百八万円

一の3について 三千九十六万五千円

一の4について 六千四百四十九万円

一の5について 二千十三万円

一の6について 二千十三万円

一の7について 二千四十六万円

一の8について 二千十三万円

七 落札者を決定した手続

一の1、3、4、5、7及び8について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づき入札書により、予定価格の制

限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2及び6について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づき入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年五月二十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

1 ローター除雪車（除雪幅二・二メートル、二百二十キロワット級） 一台

2 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 一台

3 小形除雪車（一・三メートル級、草刈装置付） 一台

4 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年七月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

一の1から3について

株式会社NICHIJYO

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の二〇

一の4について

株式会社青工

青森市新田三丁目一の八

六 契約金額

一の1について 四千二百二万円

一の2について 四千二百二万円

一の3について 二千六百四十万円

一の4について 四千二百四十六万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

一の1、3及び4について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなく、かつ、一者を除いて他の入札者がすべて辞退したため、予定価格の制限の範囲内で、有効な価格の見積りを行ったその一者と随意契約により契約を締結したものである。

一の2について

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなく、かつ、一者を除いて他の入札者がすべて辞退したため、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る有効な価格の見積りを行ったその一者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

令和二年五月二十五日

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十五号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査(学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)附則第九条の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和二年九月二十八日(月)午後一時から午後四時まで(予定)

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であつて同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。)に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの(以下「旧二級検定」という。)に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」とい

う。)に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和二年八月三十一日(月)から同年九月四日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者で、青森県外に住所を有するもの及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有するものは、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関する事。

(三) 警備業務の実施に関する事。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対し

ては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)

青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)

青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価 小口一枚二付十五円